

APEC 財務大臣会合議長への書簡

2019年7月30日

APEC 財務大臣会合議長
チリ共和国政府 財務大臣
Felipe Larraín Bascuñán 閣下

拝啓

APEC ビジネス諮問委員会 (ABAC: APEC Business Advisory Council) を代表し、APEC 参加国・地域の財務大臣の皆様へ、われわれの提言を提出できることを光栄に存じます。

金融包摂と地域金融統合は APEC が取り組むべき最も重要な課題の2つであると、われわれは考えています。いずれも、アジア太平洋地域における持続的で均衡のとれた包摂的成長を実現するために欠くことのできない要素です。

金融包摂のためのデジタル・政策エコシステムの構築

現在進行中のデジタル革命は、金融システムをより包摂的なものとするための多くの機会を提供しています。このことは、貸し手が、データ規制の遵守を進めながら、ビッグデータ分析やさまざまな情報源から入手した代替データを活用して零細・中小企業 (MSME: micro, small and medium enterprises) への信用供与を行った成功事例からも明らかです。今日の技術とデータ量の急激な増加は、APEC 参加国・地域の5億 5,000 万人超に上る銀行口座を持たない人々と 7,000 万社を超える十分な金融サービスを受けていない MSME への金融サービス提供を実現する可能性を秘めています。

この目標を達成するためには、ボトムアップとトップダウンの両方のアプローチが必要です。ボトムアップ型の重要な手法としては、市場参加者が顧客のニーズに応じて革新を遂げられるようにすることが考えられます。しかし、ほとんどの途上国・地域では、一般的に、新製品を開発するための技術と金融サービス提供者をマッチングさせるのに何ヶ月もかかり、多大なコストが必要となるうえ、成功率は低い水準にとどまっています。

APEC 参加国・地域においては、ぜひ、ASEAN 金融イノベーション・ネットワーク (AFIN: ASEAN Financial Innovation Network) の事例を研究していただくようお願いします。同ネットワークでは、産業界と規制当局と多国間機関が協力して適切に管理され安全な地域レベルのプラットフォームを提供し、従来型の銀行とフィンテック企業がニーズや解決策を見出し、新たな商品の設計、テスト、展開をより速く、はるかに安いコストで行えるようにしています。われわれは、規制当局と産業界と多国間機関が協力して、アジア太平洋地域全域で金融イノベーションを推進する地域レベルの類似の官民連携プラットフォームを構築・運営し、互いにつながり、関与を深めることを提言します。

イノベーションが成功につながりやすい環境を整備するために、官民両部門と関連国際機関は協力して、いくつかのトップダウン型の措置を講じる必要があります。

- 消費者に信頼され、MSME や現時点で金融サービスを全くもしくは十分には受けていない人々のニーズに応えるために金融機関が利用できる枠組みのもとで、データ（機密情報ではない公共部門の関連データも含む）を広く収集し、共有する必要があります。APEC 参加国・地域は、それぞれの法律、政策、優先課題を考慮した相互運用可能な個人情報保護制度の構築に共同で取り組むことで、域内各国・地域間のデータのやりとりに対する信頼を醸成するとともに、地域レベルの強固なデータセキュリティ環境整備のための能力構築に取り組まなければなりません。関心ある APEC 参加国・地域は、より多くの企業と国・地域が APEC 越境プライバシー・ルール (CBPR: Cross-Border Privacy Rules) に参加するよう促すため、民間部門と協力することが求められます。
- 貿易・サプライチェーンファイナンスのデジタル化ならびに MSME のグローバル・バリューチェーンへの参画を促すために、各国・地域は、APEC 域内全域で貿易関連のデジタル文書に関する法規制枠組みが相互運用可能なものになるよう必要な措置を講じるべきです。さらにこれを補完するために、特に、安全な取引システムの市場開拓、デジタル化、国際的な相互運用性に着目して、最新の動産担保金融市場を構築するための能力構築プログラムを立ち上げる必要があります。
- 金融サービスを広く行き渡らせるために、途上国・地域においては、改革を推し進め、金融リテラシーの向上を促すことで地方遠隔地居住者や低所得者および零細企業による貯蓄、保険、年金の利用拡大を図るべきです。貯蓄口座の開設は、政府から個人 (G 2P: government-to-person) および個人から政府 (P 2G: person-to-government) の金銭支払いのデジタル化を通じて、また、地方遠隔地域における電子商取引を推進し、口座開設手続きを簡略化すべく段階的な本人確認 (KYC: know your customer) コンプライアンスやオンライン本人確認 (e-KYC) をできるようにし、商品や情報通信インフラに関するイノベーションを支援することによって、推進することができます。保険サービスへのアクセスは、地域レベルの規制当局者向けプラットフォームを通じて規制当局者が国際的なベスト・プラクティスを知ることができるようにし、機関間連携や官民連携の仕組みを構築することによって、改善できます。年金については、教育制度を通じて、また、各国・地域の政府がオンライン本人確認やロボアドバイザーの利用を促し、経済における年金基金の重要な役割について公共部門関係者の認識を高めることによって、アクセス拡大を図ることができます。
- 関心ある途上国は、代替決済手段の開発の加速化を促すべきです。そのためには、デジタル金融サービス推進に向けてデジタル ID や相互運用可能な消費者 ID を導入し、消費者保護およびデータ保護を確実なものとするべく信頼できるデジタル金融サービス慣行を促し、調整役となる政策機関を設置し、「デジタル金融サービス共通指標 (Common Digital Financial Services Indicators)」を策定してデジタル金融サービス普及の進捗度合いを測定・追跡する必要があります。

上記は相互に補強し合う関係にある一連の措置であり、これらがすべて揃うことによって、アジア太平洋地域における金融包摂が大きく前進する可能性があります。イノベーションのための地域レベルの官民プラットフォームは、従来型金融機関とフィンテック企業がデジタル技術によって強化された革新的な金融商品を開発する助けとなり得ます。データの利用可能性と質の向上を図り、政策改革を推し進め、産業界と規制当局がより緊密に協力することによって、経済的に恵まれず十分な金融サービスを受けられていない人々を含む広範な顧客層に対し、金融サービス提供者がより多くの革新的な金融サービスを提供しやすい環境が生み出されるでしょう。これらの措置は、銀行、保険、年金、決済といった各種サービスのコストや運転資金の調達コストをデジタル・イノベーションの力で引き下げ、MSME や所得の低い人々の手に届きやすいものにします。

地域金融統合の促進

特に途上国・地域において市場の規模・厚み・流動性に欠け、取引コストが高く、国内の投資家や借り手の機会が限られているといった、アジア太平洋地域における市場の分断化に起因する困難な課題を克服するうえで、地域金融統合は不可欠な要素です。金融統合のプロセスは、国境を越えた金融連携深化と域内におけるベスト・プラクティスの共有を目指して APEC 参加国・地域が取り組んでいる様々な地域イニシアティブにおける進展を活用することで加速することができます。アジア太平洋金融フォーラム(APFF: Asia-Pacific Financial Forum)などの民間部門のプラットフォームは、特に、現地通貨建て債券、資金運用商品、保険リンク証券の域内市場の統合や域内で相互運用可能な即時決済手段の構築を進めるにあたり、APEC のイニシアティブとそれ以外の地域イニシアティブの相乗効果を生み出すべく、橋渡しをすることができます。

- 途上国・地域の規制当局は、民間部門と協力して、より整合性ある債券市場の基準、投資家にとって有利な税制枠組み、国際的に広く認められている共通の起債形式を導入するなどして、**機関投資家が現地通貨建て社債市場における国境を越えた投資ならびに起債を行う際に直面する具体的な問題の解決**を図るべきです。こうした共同作業は、ASEAN+ 3 債券市場フォーラム(ASEAN+ 3 Bond Market Forum) や太平洋同盟(Pacific Alliance) のような地域レベルの規制当局者会議に統合し、そうすることで進捗を加速し、経験の共有や目標の統一を図り、将来的にアジア市場と中南米市場の相互運用が可能になるようにすべきです。
- APEC 参加国・地域は、アジア地域ファンド・パスポート(ARFP: Asia Region Funds Passport) (現在、オーストラリア、日本、タイで運用されており、2019年2月に国内外のファンドからの登録申請受付を開始) と太平洋同盟ファンド・パスポート(Pacific Alliance Funds Passport) を手始めに、域内のファンド・パスポートの**相互運用性を推進**することに合意し、目標達成に向けた手順を見出すべきです。
- APEC 参加国・地域の財務大臣は、大災害債券(CAT ボンド) を発行した太平洋同盟の経験に学び、多国間機関と協力して、2020年以降、APEC 参加国・地域のうちアジアの途上国・地域を対象とする大災害債券の発行を通じて**アジア太平洋地域における大災害債券市場の構築を促す**べきです。

- 中央銀行と官民両部門の関係者は、国際基準に基づく**強固で域内相互運用可能な即時決済インフラの構築**に協力して取り組むべきです。

APEC は、これまでに積み上げてきた成果をさらなる前進の足掛かりとし、太平洋地域全域に広がる参加国・地域の連携を構築することで、金融統合を進めることができます。各国・地域間の連携は、東アジアおよび東南アジアにおける現地通貨建て債券市場における国境を越えた投資ならびに起債を促し、太平洋同盟においても同様の取り組みが行われるよう経験を共有し、同同盟の大災害債券発行に倣ってアジアに大災害債券市場を構築し、アジア地域ファンド・パスポートと太平洋同盟ファンド・パスポートの相互運用性を推進し、相互運用可能な即時決済インフラを整備することによって、構築し拡大することができます。

上記の提言に加えて、財務大臣の皆様には、セブ行動計画 (CAP: Cebu Action Plan) やその他の財務大臣会合プロセス (FMP: Finance Ministers' Process) における取り組みを引き続き実施していただくようお願いします。われわれは、アジア太平洋金融フォーラム、アジア太平洋金融包摂フォーラム (APFIF: Asia-Pacific Financial Inclusion Forum)、アジア太平洋インフラ・パートナーシップ (APIP: Asia-Pacific Infrastructure Partnership) を通じて、こうした取り組みに貢献すべく民間部門の力を結集するための官民連携プラットフォームを提供しています。ABAC は、APEC 参加国・地域の財務大臣の皆様へ、APFF、APFIF、APIP の 2019 年進捗報告書を謹んで提出いたします。進捗報告書の要旨は本書簡および提言書に添付しております。全文については下記リンクよりダウンロードしていただけます。

https://www2.abaconline.org/assets/2019/AGFSCB_Reports/Complete_2019_Progress_Report_of_APFF_APFIF_and_APIP_Final_Version.pdf

最後になりましたが、APEC 参加国・地域の財務大臣の皆様へ、われわれが昨年提出した 3 つの文書をぜひご承認いただくようお願い申し上げます。これらの文書は、財務大臣・中央銀行総裁代理ならびに金融担当の高級実務者による議論を経て、本年、最終版として確定したものです。文書のタイトルは、(a) *APEC の新たな金融サービスデータ・エコシステム構築に向けたロードマップ (An APEC Roadmap for a New Financial Services Data Ecosystem)*、(b) *貿易・サプライチェーンファイナンスのデジタル化戦略 (A Strategy for the Digitalization of Trade and Supply Chain Finance)*、(c) *効率的な個人破産制度の重要な要素 (Essential Elements of an Effective Personal Insolvency Regime)* です。

以上の提言の詳細は添付の提言書のとおりです。これらの提言が有意義なものとして行動につながることを願っております。来る 10 月に財務大臣の皆様と議論できるのを楽しみにしています。

敬具

2019 年 ABAC 議長
Richard von Appen